

特定行為を終了した看護師による診療補助の包括同意について

特定行為とは、あらかじめ医師が定めた手順書に準じて、看護師が診療補助を行うことです。看護師として一定の経験を有し、かつ専門的な研修を受けたものが医師の指示を受け特定の医行為を実施することがあります。看護師による特定行為を実施するメリットは、看護師が医療チームの一員として、患者さまの状態に応じ、タイムリーにかつ迅速に適切な医療を提供することにあります。

医師と連携し、安全に配慮して行いますが、いつでも拒否を申し出ることができ、それにより何ら不利益を被ることはありません。

看護師による特定行為にご同意いただけない場合は、診察前に口頭にて担当の医師にお伝えください。なお、患者相談窓口（地域連携室内）での相談も受け付けております。

当院で実施している特定行為

気管カニューレの交換	留置されている気管カニューレの交換を行います
持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	点滴の量や栄養成分の調整を行います
脱水症状に対する輸液による補正	点滴による補正を行います

患者さまへのご案内

当院では特定看護師が特定行為を実施しています

特定看護師とは

厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」により専門的に養成され、医師があらかじめ作成した手順書（指示）に従い、特定行為を行う看護師です。
対象となる患者さまへ事前に医師からご説明のうえ、実施させていただきます。
皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

高度かつ専門的な
知識と技術を身に
つけています

患者さまの状態を
見極めタイムリーな
対応ができます

「治療・生活」の
両面から患者さまを
支えます

特定行為に関するご質問・ご相談等のお問い合わせは、病棟看護課長または患者相談窓口（地域連携室内）までお申し出ください。

2023.6.19